

入札監理小委員会
第742回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第742回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和7年6月17日（火）15：38～18：04

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 事業評価（案）の審議
 - 国民年金保険料収納事業（日本年金機構）
 - 医師国家試験事業等（厚生労働省）
 - 能力開発基本調査（厚生労働省）
3. 報告（実施要項及び契約変更）
 - 医師国家試験事業等（厚生労働省）
4. 閉会

<出席者>

中川主査、石田副主査、大見副主査、岡本副主査、奥副主査、稲生専門委員、
尾花専門委員、川崎専門委員、三輪専門委員、和田専門委員

（国民年金保険料収納事業）

日本年金機構 国民年金部

福嶋部長

大矢グループ長

峯田係員

（医師国家試験事業等）

厚生労働省

大臣官房地方課 地方厚生局管理室

齋藤室長補佐

江藤係員

医政局 医事課 試験免許室

高橋室長補佐

宇都係長

（能力開発基本調査）

厚生労働省 人材開発統括官付 人材開発政策担当参事官室 政策企画室
横田室長
栗原係員

(事務局)

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官、杉田企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第742回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに国民年金保険料収納事業の実施状況について、日本年金機構国民年金部、福島部長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○福島部長 日本年金機構国民年金部の福島でございます。よろしくお願いいたします。本年4月1日付の人事異動によりまして国民年金部長に着任しました。本日少し不手際等あるかも分かりませんが、よろしくお願いいたします。

なお、本年の1月12日の小委員会におきまして、次期契約の実施要項等について御審議いただきました。本来であれば、本日の令和5年の開始事業に係る中間報告、実績の報告をした後に、次期契約の実施要項等の御審議いただくのが本来であろうかと思いますが、調達スケジュールの関係、また、業者の準備期間の関係等ございまして前後してしまいましたので、その点につきまして改めて御了承賜ればと存じます。

それでは、令和5年5月開始事業に係る実績報告につきまして、資料1に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。資料1の御準備、お願いをいたします。

まず、事業の概要でございます。既に御承知の内容かと存じますが、改めて簡単に説明させていただければと思っております。事業内容につきましては、国民年金法に定める納付期限内に保険料を納付しない方に対しまして、保険料の納付督促、それから免除等の申請手続の勧奨業務を民間事業者へ委託し、実施している事業でございます。

続きまして、督促の手法でございますが、電話、文書を中心とした督促を実施しているところでございます。

次の受託事業者につきましては、現在2者ございまして、1者目がアイヴィジット・N T T印刷の共同企業体、2者目が株式会社バックスグループ、その2者によりまして事業を実施している状況でございます。

続きまして、受託事業者の決定についてでございます。全国309の年金事務所がございまして、それらを16の地域に分けた上で入札を実施してございます。入札参加資格を満たした3者から提案書を提出いただきまして、提案書評価委員会において、技術点の評価を決定した後に、入札価格による価格評価点を加えた上で、全体の総合評価点の最も高く、また、予定価格の範囲内で入札いただいた事業者を落札者として決定をしてございます。ただ、1地区につきましては不落という状況がございましたので、再入札を行った上で改めて落札者の決定をした状況でございます。

続きまして、おめくりいただいて2ページをお願いいたします。本日の報告事項でございます実施状況につきまして、説明をさせていただきます。項目としまして、納付督促等の手法別の実施件数、それから納付督促等の手法別の効果、最後が事業の運営に要した費用について、順次説明をさせていただきます。

まず、実績の比較につきましては、令和5年度の開始事業の第1期である令和5年5月から令和6年4月までの実績と、比較対象としまして令和2年開始事業の第3期、令和4年5月から令和5年4月までの実績の比較で記載させていただいております。まず、目標の達成状況につきまして表にしておりますが、令和5年度開始事業につきましては、現年度、過年度1年目、過年度2年目のいずれにおきましても達成目標を実績が上回っているという状況でございます。また、令和2年度の開始事業である前年1年間に引き続きまして目標を達成しているといった状況でございます。

次の3ページの(4)納付督促等の手法別の実施件数でございます。実施件数につきましては、電話、文書とともに令和2年度開始事業との比較では減少という状況でございますが、被保険者が減少傾向であること、加えまして、納付率が年々上昇してきている状況がございますので、それに伴う未納者の減少が要因であると考えてございます。

なお、手法別の効果につきましては、表がページをまたがっておりますが、4ページを御覧いただければと思います。実施1件当たりの督促月数、また、滞納者1人当たりの督促月数は、いずれも令和2年度開始事業との比較では減少してございますが、先ほど申し上げましたように、被保険者数の減少、それから納付率の上昇による未納者の減少の影響に加えて、納付率の上昇に伴いまして督促等に対する反応等を得難い未納者の方が多くなっている状況があると考えてございます。

続きまして、費用についてでございます。令和2年度の開始事業との比較におきましては、約18億円減少となっております。これは令和2年度開始事業までは督促手法としまして戸別訪問を実施することとしてございましたが、令和5年度の開始事業におきましては、事業者への情報提供依頼等を踏まえまして、戸別訪問による督促に要する体制確保が厳しいと、そういった御意見、あるいは新規参入するには少しハードルが高いと、そういった御意見も踏まえまして、令和5年開始事業におきましては戸別訪問を実施しないとしたところでございまして、その部分が大幅な費用の減少につながっている結果であると考えてございます。

それから次の項目としまして、委託費の増減措置の内容を記載してございます。増減措置の考え方につきまして、詳細は5ページのほうに記載をしておりますので後ほどお読み取りをいただければと思いますが、結論を申し上げますと、4ページに記載のとおり、3億1,500万円の増額措置を講じているところでございます。

最終、6ページをお願いいたします。督励月数1月当たりによりに要した費用についてでございます。督励月数1月当たりにつきまして240円弱の減少になってございます。戸別訪問による督励の有無が影響している結果であると考えてございます。

最後、評価のまとめを記載してございます。達成目標の達成状況につきましては、現年度、過年度1年目、過年度2年目のいずれも達成をしております、事業者督励月数1月獲得に要した費用も、戸別訪問督励の有無の要因で下がっている状況はございますが、おむね良好に事業を実施していただいているものと評価ができると考えてございます。

なお、先日の次期調達に係る御説明の際に申し上げますが、本事業の調達に当たりまして、督励品質の向上、経費の削減等が実現できるよう引き続き検討を進めてまいりたいと考えてございますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より御説明お願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より評価の案につきまして御説明させていただきます。資料のA-1を御覧ください。

まず、事業概要につきましては、実施機関のほうから今ほど御説明いただいたとおりですので、割愛をさせていただきます。

2ページ目の評価についてでございます。結論から申し上げますと、本事業につきましては、市場化テストを継続することが適当であると整理しております。理由といたしましては、競争性の確保について一部課題が認められること、また、本事業につきましては、公共サービス改革法第33条に基づく特定業務を含んだ委託事業であるというようなことを踏まえた評価となっております。

次に、評価の検討につきまして、(3)に記載のとおり、公共サービスの実施の際、実施要項で提示されておりました確保されるべき質の達成状況は全て達成しているものと評価しております。

続きまして、資料4ページでございます。(4)の実施経費につきまして、お示しのとおり、従前経費と比較して45.75パーセントの減少となっており、経費削減効果があったものと評価しております。

(5)評価のまとめでございます。これまで御説明さしあげてきたとおり、経費の削減あるいは確保されるべきサービスの質については、十分に効果が上がっていると考えてございます。他方、競争性の確保について一部課題も認められたところでございます。次期事業につきましては、課題に検討を加えた上で、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持・向上及び経費の削減を図っていただきまして、引き続き市場化テストの対象にしていくことが適当であると考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 御説明ありがとうございました。1点確認ですけれども、これまでの入札の過程を見ると、1地区が不落になっているということなのですが、これは必ず東京・山梨の地区ですけれども、これは何か理由があるのですか。

○峯田係員 峯田でございます。こちらの不落地区の理由につきましては、予定価格を超過して不落となったものでございまして、詳細な分析等はしておりませんが、予定価格超過というところだけが理由と把握しております。

○岡本副主査 そういうことであれば、競争性に課題があるというふうになっていて、次期も継続ということになっているのですが、この課題についてはどういう手当てをされているということになるのでしょうか。

○峯田係員 峯田でございます。御質問、ありがとうございます。以前の実施要項審議の際にもお答えさせていただきました、こちらの東京と山梨地区につきましては、ほかの地域と入札単位を大きくまとめまして今回仕様書を作成しておりまして、東京と山梨だけでの予定価格の算出ということではなく、広くでかい地域で入札単位をまとめることで、予定価格超過での不落を防ぐような形で考えております。

○岡本副主査 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

和田委員、お願いいたします。

○和田専門委員 和田でございます。資料A-1の4ページ目のところですが、今回、実施経費がマイナス45.75パーセントという形で非常に経費節減効果が出ています。その理由としては、訪問督励業務をやらなくするという努力をなされたということなのですが、これによって何か弊害があったとか、何か問題が起こったとか、そういうことはなかったのでしょうか。また、次期になるとこれだけ何か経費節減努力の水準のパーセントが出てくるというのはたいへんきついただろうなという感じがするのですが、それについてはどのようにお考えかお伺いしたいのですが。

○福嶋部長 ありがとうございます。日本年金機構の福嶋です。

まず、訪問督励を市場化において行わなくなったことに対する弊害等につきましてございますが、まずその分、日本年金機構側で戸別訪問を実施するという事で、経費節減した分の範囲内で人員要求をしまして、全国の年金事務所に戸別訪問の要員を配置することでその分を補っているのが現状でございます。令和6年度の最新の納付率はまだ公表されてございませんが、そういった手当等もございまして継続して納付率が向上する結果になると見込んでございますので、一定フォローといたしますか、対処はできているのかなと考えてございます。

○峯田係員 峯田でございます。事業の費用の削減等につきましては、確かに委員のおっしゃるとおりのところでございますが、次期事業の達成目標等は、令和5年度開始事業よりも高い目標を事業者に求めている仕様とさせていただいておりますので、経費面も入札時点で高くなってくるおそれもございます。ただし、実際に入札が決まりまして運用する際には、事業者督励月数をより多く獲得できるように、事業者の運営・進捗管理に努めていきたいと考えております。

○和田専門委員 ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 御説明の中で教えていただきたいのが、5ページの委託費の増減額措置の考え方の点です。③の口座振替等の獲得目標件数に係る達成状況に応じた増額・減額の点ですが、2か所において未納者が減少する、被保険者が減少するという分析をされている中で、今後の獲得目標件数というのをどのように考えて設定されるのかを教えてください。

○峯田係員 峯田でございます。ありがとうございます。口座振替等の目標件数につきましては、過去実績に基づいて立てているところでございまして、基本的には過去直近2年間のうち、高いベースのものを事業者に求めるような仕様とさせていただいております。

○尾花専門委員 ありがとうございます。そうすると、ほかのものは割合で決めておられる中、この口座振替等の目標については件数とされており、分析の中で被保険者数と未納者数が減っているという中で、過去実績の平均で受託事業者に何か無理な目標設定にはならないように工夫されていると理解しても大丈夫でしょうか。

○峯田係員 峯田でございます。被保険者減につきまして、この事業は新規に未納になった方々も随時増えていったりするものでございますので、必ずしもそこが直接この口座振替等の獲得目標の実現に影響するものではないと考えてございますので、そういった懸念がないと考えてございます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

私から1点、これは質問ではなく意見ですけれども、次回の評価の際に、実施経費の削減効果について、ぜひ、訪問督励業務を除いた形だったらどのぐらいの削減になるのか、なかなか分析が難しいと思うのですが、お時間も次回までだと思いますので、今回は難しかったというふうに理解しておりますけれども、次回は削減効果をなるべく同じ基準で比較できるような工夫をしていただけるとよろしいかなと思っております。よろしく願いいたします。

ほかに御意見や御質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございます。ここまでの審議とさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。特にございません。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価案の審議は以上となります。本日はありがとうございます。

○事務局 日本年金機構様、本日はありがとうございます。御審議は以上で終了となりますので、後方のドアから御提室されてください。本日はありがとうございます。

(日本年金機構退室)

○中川主査 引き続き、小委員会の再開に向けて準備を行いますので、しばらくお待ちください。

○事務局 それでは、厚生労働省様に御入室いただきます。

(厚生労働省(医師国家試験事業等)入室)

○中川主査 それでは、第742回入札監理小委員会を再開いたします。

初めに、医師国家試験事業等の実施状況について、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室、齋藤室長補佐から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○齋藤室長補佐 厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室、齋藤と申します。よろしく申し上げます。

それでは最初に、事業の概要から御説明をさせていただきます。お手元の資料2を御覧ください。本事業は、厚生労働大臣が行う国家試験事務のうち、試験問題の作成、採点、合格決定以外の事務、具体的には試験会場の確保、願書配付、受付、受験票の送付、試験会場の設営、試験の監督・運営、合格発表など、これらの事業について民間競争入札の対象としたものでございます。本日はその第5期目の実施状況を御報告させていただくものです。

第1期と第2期については、6職種、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士の約4万5,000人が受験する国家試験について民間競争入札の対象として実施していましたが、平成29年度から令和元年度までの第3期により対象を追加いたしまして、約15万人が受験する12の国家試験について民間競争入札の対象といたしました。なお、第3期に追加した職種は、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師の6職種となります。

1ページ中ほどの(4)受託事業者決定の経緯について御説明いたします。入札参加者から提出された企画書を省外の委員が参加する総合評価委員会において、技術評価、具体的には必須項目審査と加点項目審査を実施しました。第5期において入札参加者はランスタッド株式会社の1者のみでしたが、当該業者の技術評価を行い、必須項目の基準を満たしていることを確認し、価格点についても予定価格の範囲内であったため、ランスタッド株式会社を落札者といたしました。

続きまして、厚生労働省医政局医事課試験免許室室長補佐の高橋から御説明をさせていただきます。

○高橋室長補佐 私、医政局医事課の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

では、続けさせていただきます。資料2の1ページ目下段の2、確保されるべきサービスの質の達成状況及び業務の実施状況について御説明をさせていただきます。まず、概要を申し上げますけれども、国家試験業務の実施において、試験の中止自体はなかったものの、これから御説明する複数の問題が確認されており、当省から改善指示等の発出を検討しております。改善指示等を受けて民間事業者において最終年度に向けて必要な是正・改善を行っていくものと考えておりました、実施状況を報告させていただく時点においては確保されるべき事業の質というものは達成されていないというふうに考えております。

具体的な事案を御説明させていただきます。おめくりをいただきまして、2ページ、①全業務共通の項目について御覧ください。令和5年度については、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験において、卒業延期者の報告データの提出が遅れるという事案が発生しております。また、令和6年度には、試験業務の納品物で一部納品漏れが発生し、また、両年度とも健康・生活衛生局への書類の提出がスケジュールに沿って行われないうといったような事案が生じております。

続きまして、資料3ページの下段、③願書等の配付・受付業務の項目を御覧ください。令和5年度においては薬剤師国家試験の書類が運営本部事務所に届いてから数日間未対応のまま放置をされていたということで、締切日までに出願が間に合わなかったといったような事案が生じております。

次に、4ページ、④試験当日の試験会場の運営を御覧ください。まず、会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ることの部分についてでございます。前提といたしまして、試験の実施に際しては運営マニュアルを踏まえた運用としており、オリエンテーションを通じてマニュアルの遵守を図っておりますけれども、令和5年度及び6年度ともに、過年度に引き続き、本人確認の際にマニュアルに沿った確認が適切になされていないといったような事案が発生しております。過年度から継続して発生している事案であるため、マニュアルの全体的な点検・見直しも含め対応を考えておりますけれども、現時点では効果的な改善にはつながっていないといったような状況でございます。

次に、5ページの、不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処の項目でございます。令和5年度、6年度ともに不正行為への対応が発生しており、中でも、令和6年度に歯科医師国家試験の大阪会場において発生した事案では、現場の監督員が複

数で行為の事実を確認した後に不正行為として取り扱うべきところを適切な対応ができていなかったとして、全試験会場へ確認方法の再周知を行うということとなっております。

また、5ページの下段、マニュアルを厳格に運営することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認では、令和5年度の管理栄養士国家試験において、本人確認の不備により、同試験室内での違う席で午前中の試験を受験し、午後の本人確認の際にその事案に気づくといったような件も生じております。

そのほかに、令和6年度には欠席者名簿の紛失事案というものも生じ、あるいは南京錠の紛失事案というものも発生しており、作業品質の改善というものが必要と思われれます。

また、7ページでございますけれども、特に看過できない重大な事案として、⑧試験問題及び答案用紙の受取り並びに答案用紙の引渡しの部分でございます。令和5年度には看護師国家試験の愛知会場において一部の答案用紙が一時的に所在不明となるといったような事案も発生しております。要因としましては、答案用紙を含む重要書類が適切に回収されているかどうかといったような確認がなされていなかったといったような問題など運用上の問題が見受けられました。

そのほかにも各種の不備というものが資料2に記載のとおりありまして、こうした事案の発生を受けて、資料の9ページ、3、民間事業者からの提案による主な改善実施事項ということで資料に記載のとおり、(1)から(5)のような事業者からの提案に基づいた改善に向けた取組というものが行われてはおりますが、我々としましては、全体として事務処理プロセスにおける確認漏れですとか、あるいは運営マニュアルの理解不足・確認不足等が原因と思われる課題というものが散見されており、引き続き、確保されるサービスの質の達成に向けて運用の改善等を図っていく必要があるというふうに考えております。

4、実施経費の状況及び評価の項目のこれ以降の説明につきましては、再度、地方厚生局管理室の齋藤室長補佐から御説明をいただきます。

○齋藤室長補佐 では続きまして、4、実施経費の状況及び評価について御説明をいたします。令和元年度に保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験について試験地に新潟県を追加する変更契約を行っておりまして、同一の試験地による比較を行うため、令和元年度の変更契約金額と第5期の変更契約後の1年当たりの実施経費により評価を行っております。単純比較では6億3,585万円の増額となっているものの、①から③の事情を鑑みまして、第3期、5期ともに計上されている経費で比較した結果、5,093万6,000円の経費の削減が果たされたところであり、事業実施経費は効率化されているもの

と認識しております。加えて、担当する厚生労働省職員の会場調達業務や試験運営業務などの事務軽減にもつながっておりまして、他の業務に専念できるという点は評価できるものと考えております。

続きまして、5、全体的な評価について御説明いたします。第5期については、事業を進める中で、願書等の配付・受付業務や試験当日の試験会場の運営において複数の問題点が確認され、次回に向けて必要な是正・改善対応を行っていくこととしておりますが、その中には受験者に不利益を与えるおそれのあるような重大な事象が含まれていることから、第5期につきましても、確保されるべきサービスの質が担保されたと評価することができない結果となりました。また、入札においても1者応札となっていることから、競争性の確保についても課題があると認識しております。

一方で、民間事業者からの提案による改善された業務も複数あることから、市場化テスト導入により、これまで各厚生局において実施してきた試験会場の借上げ事務や試験会場設営・運営事務等事務の軽減がされるなど一定の効果が得られたと考えております。

最後に、6、今後の方針について御覧ください。5の(1)、(3)及び(4)にあるとおり、市場化テスト終了基準を満たすことができていないため、次期においても市場化テストを継続することとしたいと考えております。

なお、次期事業の実施に当たっては、現在の請負業者が既に8年にわたり業務を実施しているにもかかわらず、確保されるべきサービスの質は達成されていない状況であることから、それから請負業務内容が膨大であることなどを踏まえまして、確保されるべき質の目標の達成のため、厚生労働省も積極的に関与した上で、よりよいサービスを継続的に提供するための仕組みを実施要領において明示的に規定するといった見直しを行う必要があると評価しております。

民間事業者との間でより綿密な連絡・協議を進め、引き続き、民間競争入札により、より低廉で質が確保された公共サービスの安定的な実現を図ってまいりたいと考えておりますので、御指導のほどよろしくお願いいたします。

厚生労働省からの説明は以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価案について総務省より御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 では、医師国家試験事業等の評価案について御説明いたします。

事業の概要等につきましては、実施機関より御説明がございましたので、割愛させていただきます。

では、資料B-1、2ページより御説明いたします。まず、評価の概要といたしまして、結論から申し上げますと、市場化テストを継続することが適当であると考えております。

次に、評価の検討につきまして、厚生労働省から提出された実施状況についての報告に基づき評価を行った結果を御説明いたします。

対象公共サービスの実施内容に関する評価として、確保されるべき質の達成状況につきましては、2から5ページを御覧ください。こちらについては、課題が認められるものと評価しております。5ページ中頃にありますとおり、民間事業者からの提案により業務の改善がなされた部分もございましたが、2ページから5ページ上部までに記載しているとおり、受験書類の確認業務、試験会場の運營業務等において、事務処理プロセスにおける確認漏れや試験運営マニュアルの理解不足・認識不足等が原因と見られる事象が複数発生しております。これらの中には受験者に不利益が生じるおそれのある重大な事項も含まれており、確保されるべき事業の質が達成されているとは言い難い状況です。

なお、現時点では未定でございますが、厚生労働省において改善指示等の発出を検討している旨伺っております。

実施経費につきましては、6から7ページを御覧ください。本事業は第3期以降、実施試験数が6職種から12職種となるなど状況が大きく変動しておりますことから、第5期である今期と同様の事業内容となった最初の期でございます第3期と比較しております。なお、比較に当たりまして、第3期は最終年度である令和元年度に試験地を追加する変更契約を行っており、追加試験地については第5期でも継続して試験を実施しておりますことから、同一の試験地による比較を行うため、令和元年度の変更契約額を従来経費としております。また、第5期については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない第3期と比較するため、新型コロナウイルス感染症対策を行わないこととする変更契約を行った後の感染症対策経費を含まない金額を実施経費としております。

その上で、人件費単価の上昇、物価・燃料費の高騰といえます民間事業者の責めに帰さない要因により増額したと考えられる経費増額分を控除して比較いたしますと、実施経費は28.5%の増額となっております。経費の削減効果があったとは言い難いと評価しております。

なお、厚生労働省が、資料2、実施状況についての報告の11ページ4ポツ、実施経費の状況及び評価において、第5期の実施経費から控除しております、第3期事業費で計上できなかった経費については、本評価案では控除せず比較を行っております。厚生労働省に確認したところ、第3期事業費で計上できなかった経費とは、本来、第3期において実施要項にある事業内容を実施するための必要経費として計上されているべき経費とのことです。

第3期と第5期は同じ事業者が受託しており、第3期は厚生労働省から業務改善指示を受けていることから、業務の適切な実施に必要な経費が見積れておらず、実施体制等が十分でなかったことがうかがえます。加えて、第3期と第5期は事業内容も同様でありますことから、第5期に、第3期事業費で計上できなかった経費、こちらを計上したことは適切な業務遂行のために必要な措置であったと考えられます。第3期、第5期の入札及び契約がそれぞれ独立したものであるという前提も踏まえたと、第3期事業費で計上できなかった経費、こちらを人件費単価の上昇等と同様、事業者の責めに帰さない要因として控除することは適当ではないと考えるところでございます。

次に、7ページ下部から8ページを御覧ください。評価のまとめでございます。これまで御説明してまいりましたとおり、確保されるべき質において複数の課題が認められ、実施経費についても削減効果があったとは言い難いと考えております。競争性においても、1者応札となり課題が認められております。

引き続きまして、8ページ、今後の方針といたしましては、競争性の確保、確保されるべき質及び実施経費のいずれにおいても課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することが困難であることから、市場化テストを継続することが適当であると考えます。特に質の確保に関して、第3期から継続して課題が認められておりまして、次期事業においては競争性の確保及び確保されるべき質の両面から検討を加えた上で、民間競争入札の実施により公共サービスの質の維持・向上及び経費の削減を図っていく必要があると考えます。

なお、実施経費の比較につきましては、今後、仮に次期事業が第3期と同様の業務内容である場合、業務実施に必要な経費が計上されていなかったと思われる第3期事業経費との単純比較ではなく、必要経費が計上されております第5期の実施経費、こちらも踏まえて比較をするなど、市場化テストの取組効果が適切に分析されることを求めてまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました同事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 御説明ありがとうございます。厚生労働省もサービスの質がなかなか確保できないことにじくじたる思いであるとは思いますが、すみませんが、幾つか質問をさせていただきます。

まず、令和7年度の事業、これから試験業務というのはあるのでしょうか。

○高橋室長補佐 試験免許室の高橋でございます。令和7年度の試験につきましても、来年1月から3月にかけて実施予定でございます。

○石田副主査 ありがとうございます。この業者は、第3期と第4期についてもサービスの質が確保されずに業務改善指示を発出したと聞いております。今後について資料2の11ページ(1)で改善指示等の発出を検討しているということですが、改善指示を出しても効果があるのでしょうか。さらに、効果があるようにするにはどうしたらいいのかについてどうお考えなのかをまずは伺いたいです。お願いします。

○高橋室長補佐 委員御指摘のように、まず業務改善指示を行うに当たってどういった内容の指示になるかというのは、各事案の原因や、どのような内容の誤りだったのか等を詳細に確認する必要があるとは思いますが、これまでも業務改善指示を出したにもかかわらず改善されていないのではないかという趣旨の御指摘かとも思います。その点についても、ただ指示を出すだけではなくて、事業者側と我々のほうで密にコミュニケーションを取りながら、原因分析なども含めてきちんと詳細にやる必要があるというふうに思っております。その上で、事業者側だけに任せず、厚生労働省としても積極的に意思疎通を図りながら、どういった改善策が取れるのかということを検討していく必要があると考えております。

○石田副主査 ありがとうございます。厚生労働省も大変ということはよく理解できましたので、よろしく申し上げます。

次の質問は、私の理解がこれで正しいかを教えてください。資料2の11ページのところの真ん中、第3期事業費で計上されなかった経費③については、第3期事業の実績からサービスの質を確保するために本来必要だった経費なのに計上せず、安く落札したわけで

すよね、業者が。安く落札して、今度は（３）競争性の確保のところ、他の業者から「第４期の開札結果から参加を断念した」との回答があったということで、この業者は安く落札として、他の業者を駆逐して自分が落札した。見積りが甘いのかわざと経費を落としたのか分かりませんが、それによってサービスの質が担保されず、厚生労働省が改善指示を出したけれども、基本的にそれが痛くもかゆくもなく、また落札したという理解でよいでしょうか。

○齋藤室長補佐 業者的には、第３期の部分で計上できなかった１億８，８００万の部分は自分たちの自前で負担しているということなので、業者としては相当きついということなのかなというふうに認識しております。ですので、今後もその部分について、今後の全体的な評価の部分、今後、第５期との比較についても、来期実施する部分と第５期との比較というところの御提案もさせていただいているところですが、１１ページの③にある経費については、本来、計上すべきだったのですが、戦略なのか戦略か我々もちょっと分からないところですが、今後事業を実施していくに当たっては必要な経費であるというふうには思っております。

○石田副主査 民間ではよくありますよね。他社と競争するときわざと最初の何年間かは赤字にして、ほかの業者が参入できないように。それで独り占めにして。でも、安くしたので、結果的にサービスの質は確保されなかったと。

伺いたいのは、１２ページの最後のところに、「今後よりよいサービスを継続的に提供するための仕組みを確立していく必要がある」ということですが、今現在どのような仕組みをお考えなのかお聞かせください。

○高橋室長補佐 今回のこの調達の話と直接関連があるかどうかというのは別な問題としてあるのですが、試験実施の円滑化や質の確保という観点では、そもそもの受験手続の実施方法について、今、紙ベースで行っているものを、オンラインを積極的に活用していこうという取組は検討しているところです。そうすることで、いろんなデータのデータベース化が円滑にいたり、あるいは正確な情報の集積というものができたり、そういった対応ができますので、根本的な運用改善というものを図っていこうと考えております。

○石田副主査 ありがとうございます。今回は３期、４期、５期ともに同じ者というところにも問題が根深いのかなと思うのですが、やはり改善指示を１回２回出しても改善しない場合には、入札の実施要項等で、サービスの質が幾つ以上確保されてなければ、ディスインセンティブの条項というのですかね、契約金額を減らすとか、あるいは違約金

を取るという何らかの仕組みをつくらないと、悪質とは言いませんけど、業者によっては改善指示書が出て痛くもかゆくもないということになってしまうと、なかなかサービスの質を確保するというのが難しく、また、良くない業者を排除するというわけではないのですが、心を入れ替えてもらうということも難しいような気がするのですが、次回以降の実施要項ではその辺について御検討いただけたらと思います。

御回答は結構です。ありがとうございました。

○中川主査 稲生委員、お願いします。

○稲生専門委員 すみません、今回、御説明とそれから総務省の評価案を聞いていて、やっぱり今回、試験の業務ということで、かなり深刻な状況に陥っているのではないかなということですね。価格が下がっていいという部分はもちろんあるのだけれども、でも、その前提としては、むしろやっぱり質が担保されている、特に国家試験の業務ということで、やはり公正で適正で何よりも正確に実施していただくということが大変大事だと改めて認識をしたところなのです。正直言って、この12の試験、これを1業者をお願いするというこのスキーム自体がやっぱり無理だったのではないのかなと。そろそろやはり厚生労働省で再検討が必要な時期に入っているのではないのかなというふうに思うわけです。

私も長らくこの公共サービスの委員会に関わってきましたけれども、今度はどうなのだろう、今度はどうなのだろうということで、3期目、4期目、5期目ということで見てまいりましたけれども、結局むしろ改善要求を出しても、業者のほうで、多分業者も一生懸命やろうとしているとは思っただけけれども、やっぱり12の職種にわたるこれを全部一手にコントロール、マネジメントするというのは難しいのではないのかなという感じもするのでですね。

ですから、次期入札に関しては、やはりこれは根底から、安全に行えるような形でもう一度この組合せというのでしょうかね、12を一緒くたにということから、もう一度ゼロベースで御確認、御検討いただいたほうがいいのではないかなというふうに思った次第です。これ、今、多分コメントいただくのは難しいかもしれないので、取りあえずはこういう発言があったということで議事録に残していただければいいのかなと思います。もちろん厚生労働省ですぐに回答いただけるのであれば、御回答いただければと思いますけれども。

これまでは、いや、次もとにかく改善要求をしっかりとやらせてみますということを、これはもう聞いているのですね。でも、もう3回にわたっているわけですから、これはやはり12全体をまとめてお願いするというのがやはり難しいのではないかと。1者応札しかりですけれども、やっぱり質の確保が難しいというふうにそろそろやはり考えていくべき時期ではないかと思った次第です。

コメントは以上でございます。

○中川主査 厚生労働省様、何かコメント等ございますか。

○高橋室長補佐 御指摘ありがとうございます。委員の御指摘はごもっともだとは思いますが、国家試験は質の確保と同時に統一的な運用を図る必要があるという側面もございます。ですので、複数の事業者での対応がどこまでできるかということについては慎重に検討する必要があると考えております。そういった統一的な運用が必要な部分もありますし、加えて、複数の事業者が参入することで指揮命令系統が複雑になるといった側面もあると思いますので、様々な観点を踏まえて慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○稲生専門委員 ぜひゼロベースから再検討した上で12の業種を一緒にやるのであればそれで結構ですけれども、でも、合理的な分析をした結果を踏まえて、ぜひまとめるのであればまとめる、分割するなら分割するという御英断いただければというふうに思います。ぜひよろしく願いいたします。

恐れ入りますが、私ここでちょっと退出する用事がありますので、すみませんけれども、退出いたします。

○高橋室長補佐 御指摘ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

○岡本副主査 岡本です。

○中川主査 岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査

今の点にも関係するのですけれども、私の意見というかコメントとしては、やはり市場化テストの以前の問題として、こういう事業者の方に数年間にわたって落札されているということ自体をどのように考えるかということだと思っております。

それに関連いたしますと、資料2の11ページの5に外部有識者のチェックという項目があつて、厚生労働省においては公共調達委員会とか公共調達中央監視委員会というのが設置されていて、そこで議論がなされていると思うのですが、今のような問題点についてどのような議論がなされてきたのかを教えてください。

○齋藤室長補佐 すみません、ちょっと確認が遅くなっております。公共調達委員会等で審議しているのですが、この仕様書において複数者入ってこられるのか、そういった審議をしていただいております、その点においては指摘がなかったわけですが、先生おっしゃられた、同じ業者が複数年同じ事業を続けているというところにつきましては、特段この委員会等では議論はおそらくなされていないところでございます。

○岡本副主査 すみません、私の関心はそれもあるのですが、質に問題がある事業者に落札をされてしまっているということについて何らかの改善が必要だと思うのですね。そのようなことについて、何か検討あるいは意見交換があつたのかということをお聞きしたいのですが。

○齋藤室長補佐 すみません、御指摘ありがとうございます。当該業者につきまして、総合評価ということで技術の部分の審査をしていただいております、同業者が提出してきた書類につきましても外部の方に見ていただいたところではございますけれども、先生おっしゃるとおり、改善が見られないところはあるものの、技術審査においては特段、当該業者において事業を実施することについて問題ないというふうな審査がなされていると承知しております。

○岡本副主査 そうすると、先ほどもちょっと議論が出たかもしれませんが、こういう問題のある事業者の方が落札するような場合に備えて、事業の質を担保していくためには、こういう問題点があつたときにはやはりマイナスの評価をするというようなものを実施要項の中に、今後盛り込んでいくということが必要になると思うのですが、如何でしょうか。

○齋藤室長補佐 御指摘ありがとうございます。御指摘の点につきましては、今後の調達に当たりまして検討をさせていただきたいと思っております。どういったことができるのか多角的に検討してみたいと思っております。

○岡本副主査 よろしく願いいたします。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 何点か質問がございます。本業務は約35億円で非常に大きい業務ですが、予定価格はどうやって決めていらっしゃるのですか。

○齋藤室長補佐 予定価格については、当省でいきますと会計課というところで調達を行っておりまして、予定価格の内容については我々承知していないところなのですが、通常、予定価格を決めるときには、市場の価格、それからこれまでの実績、それから予算等、そういったところを踏まえて予定価格を決定するというふうに思います。

○尾花専門委員 ありがとうございます。どうやって予定価格を決めているかというのは非常に重要で、なぜかという、実施省庁がこの業務の大きさを理解しているかという点なのです。積上げ方式だとおっしゃっているのは一般的な話で、場合によっては業者見積りを出させて、そこから調整率を掛けているような場合もあるのです。本件の場合には非常に大きな事業で、かつ長期にわたるもので、こちら〇%の予定価格を出せているということは、よほど実施省庁が業務の内容の大きさを分かっているか、もしくは見積りを出してもらって、それに調整率を掛けているかどっちかかと思うのです。したがって、もしよければ、実施省庁としてどう理解しているかというのを理解したいので、それを教えてくださいませんか。つまり、どうやって予定価格をつくっているのか。それが業者見積りに依拠しているのであれば、そもそも医政局等がこの業務の大きさを理解していないということになりますので、そこを教えてくださいなというのが1点です。

2点目なのですが、10個、業務の質を評価する項目があって、そのうち7個が不適になっているのです。不適になっているときどうされるかということで、今、委員からの提案があったのはディスインセンティブを設けてはどうかとか、分割発注をしてはどうかという手法が提案されていて、それは良い提案だと思うのですが、もう1個考えられる方法としては、総合評価基準で何が一番重要で、その基準で重要な部分については高くするとか、基準についてもう少し細かく設けるとか、そういうことが考えられると思うのですね。

今、技術点を見ていると、実施体制はちゃんとやっていますかとか、事業計画はちゃんとやっていますかとか一般的な書き方なのですが、それをもっと細かく書き込むということは不可能でしょうかというところを検討いただきたいなと思います。現状、このランスタッドの技術点を見ますと、満点が70点のうち基礎点が30点で、加点が40点のうち23点取られているわけですね。この点をどう見るかということなのですが、実際その不適になる項目が多いということは、23点を加点で取ったとしても、取りこぼしがあ

るといふか、業務の不適性、適になれない何かがある。今こそ、基準をもう少し細かく書くことによって何か正しく評価できる手法はないかと検討していただければと思います。

とはいえ、私も国家公務員の人員不足が非常に大変だということは知っておりますので、こういった検討においては行政コストの点も考えてあまり無理をしていただきたいというわけでもないの、大きな項目についてやっぱり検討していただいて、改善していただく方向でお願いしたいと思います。

以上です。

○齋藤室長補佐 御指摘いただきまして、ありがとうございます。これだけ適否のところでは否が多いというところの御指摘、改善しなきゃいけないというところで我々も思っております。今御提案いただきました、総合評価の基準のところでは少し細かく基準を設けるなどすることによって適切な事業運営がなされるかどうかにつきましては、検討させていただければと思います。御指摘いただきまして、ありがとうございます。

○尾花専門委員 すみません、例の予定価格の決定方法も教えてください。後日で結構です。

○齋藤室長補佐 予定価格につきましては、先ほど申し上げたとおり、調達をやっている部署がございます。予定価格の立て方を公表することによって、ほかの事業の予定価格を類推させるとか、そういった部分でちょっと細かく出すのは難しいのかなというふうに思いますが、まず、会計課のほうに相談はしてみます。ただ、同じこと申し上げますが、予定価格の立て方の公表というのは、今後ほかの類似事業等の予定価格を類推させる可能性がございますので、細かい点はちょっと難しいのかなというのが今私の思っている感触です。

○尾花専門委員 重々承知して、ほかの省庁でも開示していないのも存じ上げていますけれども、積み上げているのか、それとも見積りを参考にしているかぐらいは、すみません、議事録なしでもいいので、多分委員の方にお知らせいただくと、委員の方が、御省が業務の大きさを理解しているのか、していないのかという大きな指標になるのですね。理解していないからいけないですというわけでもないのですが、理解するのが難しければどうしたらいいかということを委員がきっと考えると思うので、委員の考えるヒントとして知りたいだけです。だから、いけないとか糾弾するつもりは全然ないです。委員はたくさんの事業を見ているので、何とかうまくいく方法はないかという、ひねり出すポイントとして知りたいというだけです。

あと、すみませんが、御省の事業は全部で幾つあるのですかということで、御省の場合は多分300件とか400件とか500件とか事業があるような気がして、外部有識者の委員会は年2回か3回ぐらいしか開かれないので、恐らく適正なモニターというのは難しいのではないかという印象を持っています。ですので、それも含めて、せっかく委員が集まっているので、ちょっと情報を開示していただいて、開示に基づき、行政コストで本当に忙しくて大変なのは理解している中、何かいいヒントを皆で出せばいいなと思っています。

以上です。

○齋藤室長補佐 ありがとうございます。ちょっと調達部局のほうに確認しておきます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 すみません、事務局でございます。ただいま尾花委員の御議論の中で落札率の具体的な数字に言及があったと思います。こちら、非公開情報でございますので、議事録の際に御調整させていただければと存じます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

○事務局 事務局でございます。中川主査、すみません。石田委員が手を挙げておられません。

○中川主査 失礼いたしました。石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 厚生労働省にぜひお願いしたいのは、先ほど尾花委員のお話にもありましたけれども、これは本当に厚生労働省もとても大変なことだと思います。事業者が適切なサービスの質を担保できなかったことについて厚生労働省がものすごく精緻な分析をされると、また厚生労働省が大変な仕事量になってしまうと思うのですね。ですので、事業者が精緻な分析をものすごく細かく書かせて、厚生労働省はそれをさっと見るように。厚生労働省がものすごく大変な思いをされるというのはちょっとお気の毒に感じます。改善指示書の内容を徹底できないのはなぜかを事業者に答えさせる。事業者がサービスの質を担保できないと事業者自らの事業量が大変になるということを時間させたほうがいいかなと。「何かちょっと言われた」で済まないようにするには、事業者が大変な労力を課したほうがいいような気がします。すみません、ちょっとした思いつきの発言でした。

以上です。大変だと思います。よろしく申し上げます。

○中川主査 石田委員、ありがとうございます。失礼いたしました。

ほかに大丈夫ですか。確認が遅れておりましたら、申し訳ありません、お声を、御発声ください。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局から確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。1点、尾花委員のほうから、予定価格の決定方法について御質問がございました。こちらは厚生労働省に御確認をいただきまして、後日、事務局を通して回答させていただく形とさせていただければと思います。

以上でございます。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価案の審議は以上となります。

○事務局 厚生労働省様、ありがとうございます。続きまして、次の報告案件の御審議となりますが、御準備は如何でしょうか。このまま進めさせていただいてよろしいでしょうか。それでは、よろしくをお願いいたします。

○中川主査 では次に、医師国家試験事業等の報告案件について、同じく齋藤室長補佐から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○齋藤室長補佐 第5期の実施状況につきまして貴重な御意見いただきまして、ありがとうございました。善処してまいります。

続きまして、令和7年度における医師国家試験事業外1 1試験事業民間競争入札実施要項の変更及び契約の変更について、御説明をさせていただきます。資料4-1を御確認ください。

1、医師国家試験事業外1 1試験事業については、先ほど説明させていただいた事業概要と同様の内容のため、説明を省略させていただきます。

続きまして、2、実施要項・契約変更に至る経緯、3、実施要項変更・契約変更の主な内容について御説明をいたします。政府全体として国家資格申請等の手続のオンライン・デジタル化が進められる中、医師国家試験等においても同様にオンライン化を進め、試験運営及び受験者の負担軽減への取組を推進することを目的として、令和7年度実施の医師国家試験及び歯科医師国家試験の実際の試験運営に当たりまして、オンライン出願を実施する予定です。

そのほか、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に5類感染症に変更され、感染症対策が不要となったこと、それから栄養士法の改正及び令和5年の地方からの提案等

に関する対応方針への対応により、管理栄養士国家試験の受験資格及び出願書類の一部変更等がありまして、契約変更を行う予定です。

なお、栄養士法に関する記載につきましては、事前郵送分より一部修正が発生しております。総務省から事前に電子媒体で共有させていただいた資料が最新の資料になります。御迷惑をおかけして申し訳ございません。

続きまして、4、契約金額の変更について御説明させていただきます。金額の詳細は2ページ以降に記載しておりますが、当初の契約額と変更契約額を比較したところ、オンライン出願への対応や管理栄養士国家試験の受験資格確認書類が変更となり追加の対応が発生したことによる増額、それから、新型コロナウイルス感染症防止対策が不要になったことによる減額が発生しまして、結果として3,543万5,037円の減額を行い、変更契約を締結する予定でございます。

なお、今後のスケジュールとして、実施要項の変更によりまして管理栄養士国家試験において7月末から問合せ等への対応が発生するため、遅くとも7月中下旬をめどに変更契約を締結する必要がございます。入札監理小委員会、官民競争入札等監理委員会の審議をもって速やかに変更契約を締結することとしたいと考えております。

厚生労働省からの報告は以上になります。よろしく申し上げます。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました報告案件について御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 御説明ありがとうございます。2つあります。今回、医師国家試験と歯科医師国家試験のオンライン出願ということですが、実施要項のところにも幾つか変更点を赤でいただいておりますが、既に公認会計士の短答式試験はオンライン出願になっています。それから今年ですか、共通試験、大学入試センターのほうもオンライン出願が始まるということで、他の機関が実施するオンライン出願の委託だと思っておりますけど、実施要項等は検討されたのでしょうか。検討してここに織り込んだものなのかということをお伺いしたいです。

それから、オンライン出願は結構大変だと思うのですよね。そうすると、この場合、事業者、ランスタッドという会社は、これ全部ほかのところに再委託するのですかね。それとも、自社でできる業務なのでしょうか。この2点を教えてください。申し上げます。

○高橋室長補佐 御質問の件について、まず1つ目が、既にオンラインで出願している他資格の委託に係る仕様書等を確認したかというところなのですが、細かくは確認ができていないのですが、我々の国家試験ですと、個人の出願ではなく学校がまとめて申請するようなスキームになっていまして、公認会計士などの他資格とは違う出願方法を取っているという部分があります。なので、そういった特性を踏まえた上での仕様書にしている関係上、我々のほうでこれまでやってきた手順がオンラインでやる場合に支障がないかという観点で仕様書を作らせていただいているところです。

もう1点御質問いただいた、ランスタッドがこの業務ができるかどうかというところについてですが、御相談はさせていただいており、適正に行うことができるとお伺いしております。

以上でございます。

○石田副主査 ありがとうございます。確かに公認会計士だと個々人で出願ですが、今、多分一緒に走っている共通テストというか大学入試センターの出願はやはり学校単位で出願だと思います。初めての試みで、なおかつ重要な国家試験ですから大変だと思うのですが、今までのこの者でいろいろとサービスの質が確保されていなかったことを考えると、万全の態勢というのですかね、大学入試センターではどういうふうな手順をしているのかというのもいろいろと検討されて、今回の変更ですけれども、まだ漏れがあるかもしれないとか、落ちや抜けがあるかもしれないということについてぜひ精緻な御検討のほうをお願いします。

以上です。ありがとうございます。

○高橋室長補佐 ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御質問、御意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。それでは、意見交換はこれまでとさせていただきます。本日はありがとうございました。

○事務局 厚生労働省様、本日はありがとうございました。以上で事業評価及び報告案件の御審議は終了となります。退室ボタンを押して御退室されてください。本日はありがとうございました。

(厚生労働省（医師国家試験事業等）退室)

○中川主査 それでは、引き続き小委員会の再開に向けて準備を行いますので、しばらくお待ちください。

(厚生労働省（能力開発基本調査）入室)

○中川主査 それでは、第742回入札監理小委員会を再開いたします。

初めに、能力開発基本調査の実施状況について、厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室政策企画室、横田室長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○横田室長 厚生労働省人材開発統括官付政策企画室長の横田です。よろしくお願いたします。

能力開発基本調査の実施状況について、資料3を用いて御説明させていただきます。資料3を御覧ください。

まず、1ページ目の1、事業概要でございます。(1)本調査の業務内容は、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、疑義照会対応、データ入力に係る業務でございます。令和5年度から令和7年度までの3か年はサーベイリサーチセンターのほうへ委託しております。3年間合計の契約額が税抜で1億6,500万円です。

次に、(7)委託業者決定の経緯について御説明させていただきます。令和5年2月の初回公告後、できるだけたくさんの事業者に参加してもらうため、3月1日と14日の2回にわたりまして入札説明会を実施しました。しかしながら、説明会参加者はサーベイリサーチセンターの1者のみでした。その後、同社より入札がございまして、能力開発基本調査における民間競争入札実施要項に基づき提出された企画書について外部有識者を含む評価者によって審査したところ、評価基準を満たしておりました。また、価格についても予定範囲内であったことから、総合評価を行い、当受託事業者に決定したものでございます。

入札説明書を配布した事業者に対して応札しなかった理由についてヒアリングを行ったところ、委託内容が広範にわたり、入札日までに十分な提案を用意することが困難と考えたため、そして業務の遂行に足る環境・体制を確実に準備する保証がとれないと判断したためといった御意見のほうをいただいております。

続いて、1ページ目最後の2、本事業において確保されるべきサービスの質の達成状況について御説明させていただきます。まず、確保すべきサービスの質の達成状況及び評価につきまして、表中の①スケジュールの厳守及び②マニュアルによる対応につきましては、適切に実施されたと考えております。

④報告期日、検査につきましては、令和5年度、6年度いずれの調査においても、督促や委託業者の意見を取り入れた工夫等の実施の上、調査計画に定める集計事項に基づき適切に実施されたというふうに考えております。なお、令和5年度調査におきまして、統計数値の訂正のほうが発生しておりますが、誤りのあった統計が企業調査の第5表のみと1表のみであったこと、その後の修正においては迅速かつ丁寧な対応が行われたというところから、④については適切に実施されたというふうに考えています。

次に、③回収率等の目標について、御説明させていただきます。本調査の目標となる有効回収率につきましては、企業調査、事業調査が55%以上、個人調査が45%以上というふうにしておりますが、令和5年度及び6年度につきましては、企業調査は目標回答率に届いたものの、事業所調査、個人調査では僅かながら届いておりませんでした。

こうした状況の中で、この目標回収率を達成するために3つの策を講じました。(2)目標回収率を達成するために講じた策のところをご覧ください。1つ目は、①アドレス登録サイトの開設です。最近の傾向としまして紙よりもオンラインでの回答が増加しており、オンライン回答への誘導が有効回答率を上げる上で重要というふうに考えております。オンライン回答への誘導の一環として、調査対象へメールアドレスを事前に登録いただき、調査開始当日にメールでオンライン回答のURLを送ることでオンライン回答への動機づけを図りました。事前登録のあった調査対象では、企業調査、事業所調査ともに9割前後の有効回答率を達成しておりますため、一定の効果があったというふうに考えております。

2つ目、事前登録のメールアドレスを個人調査の回答率向上に利用についてでございます。先ほど御説明しましたメールアドレスの事前登録でございますが、個人調査の督促にも利用いたしました。事前登録に協力いただける調査対象は、調査にある程度協力的であるという点は考慮が必要でございますが、メールアドレスの登録ありと登録なしで、令和5年度調査で11.4ポイント、令和6年度調査で13.2ポイントと令和6年度で約2ポイント上昇していることから、一定の効果はあるものというふうに思っております。

3つ目は、③に記載しております、個人調査の票種欄へのプレ印字を実施についてでございます。個人調査の紙回答のほうは、事業担当者を通して労働者への調査票を配布しております。毎年一定数の配布ミスがございます。誤配布防止のために、令和6年度より個人調査の票種(雇用形態欄)に正社員及び正社員以外のプレ印字を行いました。個人調査では目標回答率達成とはならなかったものの、令和5年度と比較して取り違えによる無効票が0.4ポイント減少というところで、効果はあったというふうに認識しております。

統計調査を取り巻く環境が年々厳しくなる中、以上の取組などを行った結果、令和5年度から6年度にかけては、事業所調査及び個人調査についてはおおむね前年同等の有効回答率というふうになっておりまして、一定の成果はあったものというふうに考えております。

次に、7ページ目の実施経費の状況についてでございます。令和5から7年度の調査の単年度契約額を算出いたしますと、1年分は5,500万円となりまして、平成28年度調査の4,290万円に比べて1,210万増加している状況でございます。しかしながら、経費については、単純に比較することはできないというふうに考えております。理由は3つございます。

1つ目が、調査員調査を廃止した点でございます。事業所と個人調査の一部業務を調査員が行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により令和2年度より廃止となっております。この分、調査員調査のほうの支出は減ったのですが、コールセンターの業務を請け負う再委託の再委託費のほうが増加しております。理由は3つございます。

2点目、統計誤りを受けた人員強化についてでございます。第2期市場化テスト期間中に実施された令和2年度調査で重大な統計誤りのほうが発覚し、企業、事業所、個人の3調査全てを訂正するということになりました。それを受けて再発防止策として、チェック体制を強化するため、人員が強化されました。今後も同じ誤りを起こさないために、新しい人員体制の維持が必要というところで、第3期市場化テストにおきまして同様の人員体制で事業が実施できるよう予算を増やすことというふうにいたしました。

3点目が、賃金上昇を受けてのものでございます。2点目による業務プロセスの体制強化、あとは本調査に係る経費というところが増えたものの、統計の品質確保という観点から必要な経費であったというふうに考えております。

次に、9ページ目の4、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等を御覧ください。（2）の目標回収率を達成するために講じた策で御説明しました3つの策につきましては、全て委託業者からの提案というふうになっております。どのような統計調査でも有効回答率を大きく上げる策というものはなかなか難しい中で、その中で、今まで実施しておらず、なおかつ新しい実行可能なものを考え地道に取り組んでまいりました。こうした取組により調査をより適切かつ効率的に実施できたものというふうに考えております。

令和5年度、令和6年度の能力開発基本調査の実施状況につきましては、以上のとおりでございます。

これまで御説明した状況を踏まえまして、5、全体的な評価を行うに当たりまして、5月30日に3名の外部有識者から成る能力開発基本調査における民間委託の評価・改善等に関する検討会のほうを開催いたしました。本実施状況につきまして御審議いただいた結果、入札の実施状況や目標回収率の達成状況から、競争性及び確保されるべき質に課題があると御意見をいただいております、当該意見を踏まえた評価を行いました。

次に、第6、今後の事業のところでございます。市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針のローマ数字Ⅱ、1（1）の市場化テスト終了時に照らした場合というところで、③の入札に当たって競争性が確保されていたか、④対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について目標を達成しているかの項目を十分に満たしていないというふうに考えておりました、次期の事業実施においても引き続き市場化テストによる民間競争入札を実施し、競争性の確保、事業実施のさらなる改善に努めたいというふうに考えております。

具体的には、入札に当たって競争性が確保されていたかにつきましては、公告開始と同時にその旨を幅広い事業者にもメールで伝えること、できるだけたくさんの事業者が参加できるように、入札説明会を複数回実施することというところを検討したいというふうに考えております。

④対象公共サービスの確保されるべき質についてでございますが、企業、事業所及び個人調査の目標回収率の達成に向けて、メールアドレスの事前登録などオンライン調査への誘導策などによりまして、回収率の向上のほうに努めていきたいというふうに考えております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価案について、総務省より御説明をお願いいたします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、評価案につきまして、事務局より御説明いたします。資料C-1を御覧いただければと思います。

1ページのI、事業の概要等につきましては、先ほど実施機関より御説明がございましたので、割愛させていただきます。

Ⅱ、評価につきましては、結論といたしまして、市場化テストを継続することが適当であると考えております。

2ページから3ページにかけては、対象公共サービスの実施内容に関する評価をまとめております。確保されるべき水準の①、②は割愛させていただきまして、③回答率等の目標についてですが、「目標回答率と有効回答率」と題した表にありますとおり、企業調査においては令和5年度及び令和6年度調査ともに目標を達成しておりますが、事業所調査と個人調査においては両年度とも目標達成には至りませんでした。

しかしながら、比較的大規模かつ3つの区分にわたる本調査において、回答が任意である中、調査票の到着確認、複数回にわたる督促、調査票の不備の確認・補正依頼等により、企業調査の目標回答率を達成していることは評価できるものと考えております。また、事業所調査及び個人調査の有効回答率につきましては、未達成ではあるものの、目標回答率と有効回答率との差は僅かとなっており、民間事業者の責めに帰するところではない厳しい調査環境の中で、一定程度の有効回答率を維持できていることは評価できると考えております。なお、この点につきましては、実施機関に設けられております評価検討会でも、統計としての質は担保できているとの評価をいただいているところでございます。

④報告期日、検査についてですが、民間事業者による定期的な報告、調査計画に定める集計事項に基づいた集計を実施していたところ、令和5年度調査において集計ミス等が発覚いたしましたが、迅速かつ丁寧な不備対応が行われたことから、おおむね適切に実施されたと評価しております。

また、民間事業者からの改善提案につきましては、調査客体のメールアドレス登録用サイト開設によるオンライン回答への誘導、当該登録用サイトを活用した督促、事業所担当者から個人調査対象者への調査票の誤配布を防止するための取組など、民間事業者の創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと考えております。

以上のことから、サービスの質の確保につきましては、総合的に見ておおむね適切に実施されたものと評価しております。

次に、3ページ最後から4ページの前半にかけては、実施経費についてまとめておりますが、従来経費と比較して単年度当たりで約30%の増額となっております。この主な要因は、令和2年度調査で発覚した統計誤りを受けて講じた体制強化に伴う人件費の増額ですけれども、経費の比較分析を試みたものの、従来から調査の方法や業務体制・内容が大きく変化しており、正確に比較できる数値を特定することはできず、明確な分析を行う

ことはできませんでした。この点につきましては、今後の調査も今期と同様の方法・体制で行う予定と聞いておりますので、次期事業の評価の際に今期事業と次期事業との経費を比較することを実施機関に求めたいと考えております。

4ページ(4)の選定の際の課題であった競争性につきましては、入札説明会の複数回実施や、過去に仕様書を受領した実績のある事業者等への連絡などを行ったりしたものの、結果として1者応札となり、課題が残ったところでございます。

以上のとおり、競争性の確保及び実施経費の削減効果に係る分析において課題が認められるところ、次期事業においては、課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することが適当であると整理しております。

事務局からの御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

御意見、御質問ございませんでしょうか。

岡本委員、お願いいたします。

岡本委員、お声がミュートになられているようです。

○事務局 岡本委員は接続状況がよくないようですので、後程、メールで御質問をいただくということではいかがでございましょうか。

○中川主査 それでは、ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

川崎委員、失礼しました。どうぞ。

○川崎専門委員 川崎でございます。1点確認ですが、まず、御説明どうもありがとうございます。今回の回収率、有効回答率というのが目標には達しなかったというところですけど、昨今これだけ、どこも有効回答率かなり厳しくなっている中ではかなり御健闘されているので、すごく努力を感じます。

その中で、私は、今期からの参加なので具体的なところは分からないのですが、第2期の市場化テストの際にあった何か重要な統計の誤りというところで、何か集計ミスというような形で確か資料C-1には書いてあったかと思うのですがけれども、これに対して業者のほうから解決案として、人員強化案の提示を受けて、何段階かチェックをするようにな

っていたのですが、それも含めて多分費用の高騰にもつながっているのかなというふうに感じました。

具体的な内容が分からないので、見当違いだったら申し訳ないのですが、これは具体的に人員だけの問題なののでしょうか。それとも、何か例えばシステムを少し変更することによって変えられるであったりとか、例えば調査票が、拝見したのは配布用のものなのでオンラインの調査票とかは私のほうでは分からないのですが、例えば何か分かりにくいような部分があったりとか、集計の段階とか、何かシステム上で解決できる、人員だけの問題以外で解決できる方法などがあるとかの御検討はあったのでしょうか、教えていただけますと幸いです。

○横田室長 御質問ありがとうございます。令和2年度におきました集計ミスのところにつきましては、ミスの起因としまして、予算が大変厳しいというところで、受託業者のほうは理想とする体制というものから予算内の体制というところに縮小して、それで業務を行っていたというところがございます。そのため本来複層的なチェックをすべきところが、複層的なチェックをできるほどの人員をかけられていないため集計ミスの発生が防げなかったというところがございました。

あとは、システムの的にチェックする手段も事後として取れるのではないかとというところの検証も当時させていただきまして、そこでエラー防止、同じようなミスが出ないようにシステム上の工夫はしております。その上で、少し複数の担当者、チーム全体を統括する者を含めた体制といった、もともと業者が手当てをしたいと言っていたところを補うような形で体制の増とシステムのフォローというところ、再発防止としてこの2点をさせていただいたところで、経費のほうは3期から上がっているというところでございます。

○川崎専門委員 御説明どうもありがとうございます。

○中川主査 ほかに御質問、御意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局から特にございませんけれども、先ほどの岡本委員からの御質問につきましては、追ってお答えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○事務局 厚生労働省様、本日はありがとうございました。審議はこれまでとなりますので、退室ボタンを押して御退席されてください。ありがとうございました。

(厚生労働省（能力開発基本調査）退室)

※ 議事録中、同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがある情報については○表記としている。

— 了 —